

施設使用料の見直し（案）に係る 区民等の意見提出手続の実施結果について

令和元年10月に公表した施設使用料の見直し（案）に係る区民等の意見提出手続の実施結果について、以下のとおり報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1)実施期間

令和元年10月1日（火）から10月31日（木）まで

(2)公表方法

①広報すぎなみ10月1日号

②杉並区公式ホームページ

③冊子の閲覧（区役所〔財政課、区政資料室〕、区民事務所（6所）、図書館（11館））

(3)意見提出実績

計28件（個人28件、団体0件）延べ55項目

（持参1件、FAX7件、ホームページ13件、メール7件）

2 提出された意見の概要と区の考え方

別紙1のとおり

3 施設使用料の見直し（案）の修正一覧

別紙2のとおり

※提出された意見による修正はありません。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年3月 第1回区議会定例会において審議

11月 関係条例施行

意見の概要と区の考え方

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-------|--|---|
| 算定方法等 | | |
| 1 | <p>施設利用料の算定対象経費の見直しについては、より施設に関わるコストが明確化するため、見直し方針は妥当であると考えます。</p> <p>ただし、経常的経費のうち、使用料算定の対象外とする経費において、「貸出施設以外の諸室にかかる経費等」のうち、「自動販売機光熱水費負担金等」について、対象外にするという所が理解しにくいので、補足説明があるとよい。</p> | <p>自動販売機や喫茶室については、区ではなく事業者が設置をしています。その光熱水費は、区が一時的に立替えることで歳出として計上されますが、その後、同額の支払いを設置事業者から受けており、結果として事業者が負担をしています。「施設使用料の見直し」P2の表中のスペースの関係で詳細な記載はしていませんが、このように、自動販売機等の光熱水費は区ではなく、事業者が運営のために負担している経費であり、対象外としています。</p> |
| 2 | <p>経費の算定方法が変わり、ベースの金額が増えたはずなのに、使用料が下がる施設がある点が理解しづらい。なぜ現行よりも安くなるのか、新しい方式が適正とするのであれば、旧来の費用はなぜ高いのかについてもっと詳しい説明が必要でないかと思う。</p> <p>特に、安くなる改定後の使用料金で、将来の建て替え費用や補修費用がまかなえるかどうかについての試算等についても説明が必要ではないかと思う。</p> | <p>これまで直接的人件費と施設の維持管理経費のみを使用料の算定対象経費としていましたが、今回の見直しでは、施設利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、施設にかかる経費の全額を算定対象とします。</p> <p>また、使用料の設定に当たっては、施設の設置目的などを考慮し、施設の性質(必需性と選択性、公共性と市場性)による負担割合(0%、50%、100%)を導入することとしています。そのため、ベースの金額が増えたとしても、利用者の負担割合が50%となる施設では、現行の使用料と比べ引下げとなることもあります。</p> <p>なお、今回の見直し内容につきましては、今後、広報、区公式ホームページ等でわかりやすくお知らせする予定です。</p> |
| 3 | <p>見直し案に建設工事費等を入れて単価を計算するのは何故か。</p> <p>建設工事費等は、建設する工事費には国・都・関連団体の補助金が出ているはずだが、補助金を差し引いているか。</p> <p>さらに、都区財政調整交付金の普通交付金と特別交付金はどのように交付金を建設工事費から差し引いているか。</p> <p>23区には、調整三税の55%が23区に入っているが、この基準財政需要額にも公共施設が算入されているはずであるので、これらの補助金や交付金を差し引くべきと考える。</p> | <p>これまで、直接的人件費と施設の維持管理経費のみを使用料の算定対象経費としていましたが、実際には維持管理経費以外にも様々な経費がかかり、税という形で、施設を利用しない方も含め、区民全体で負担いただいています。今回の見直しでは、受益者負担の適正化の観点から、原則として施設にかかる経費の全額を算定対象経費としています。</p> <p>新たに算定対象経費とした建設工事等では、建設工事費や大規模修繕費のうち、減価償却費の単年度分を使用料算定対象経費としています。減価</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| 4 | 算定経費の見直し案のコスト計算に「建設工事費」を入れているが、全く認められない。この考え方は民間と変わらない。公的責任の放棄である。 | 償却費は、資産価値の年度ごとの減少分をコストとしてとらえたもので、工事に際し区が支出した額ではないため、交付金等は差し引いていません。 |
| 5 | <p>利用料算定の基礎に施設の建設費を入れるというのも違うと思う。私的なフィットネス施設じゃない。</p> <p>私たちの税金で、住民のために作るものである。他の自治体の関係者に聞いてもそういったことは聞いたことがない。</p> | <p>また、公共施設の建設にかかる経費は、税として区民全体で負担しているものですが、今回の見直しにおいて減価償却費を使用料算定対象経費とした理由は、受益者負担の適正化の観点から、建設にかかる経費を施設建設時の区民のみによる負担とすることなく、後年の施設利用者にも、減価償却費として負担いただくためです。施設使用料は、施設を利用する対価としてお支払いいただいているものであり、二重負担には当たらないと考えています。</p> |
| 6 | 「原価」や「施設にかかわる経費の全額を経費の対象とする」ということは理解しがたい。もともと区民の税金によって建てられた施設であり、税金を基礎に運営されているはずである。ましてや「公共性と市場性、必需性と選択性」という区分はどのような基準なのか。 | |
| 7 | 「算定対象経費の見直し」については、算定対象経費に建設工事費等を入れなかった理由と、それを変更する理由が述べられていないので評価不能である。 | |
| 8 | 見直し案では建設工事費まで算定対象経費になっているが、区民の税金で施設を建設し、さらに使用料まで負担するとなると、二重の税負担になる。 | |
| 9 | 今回の見直し案で、使用料算定対象経費に、運営コストだけでなく施設のそのものの建設費を含めているのはおかしい。建設費はすでに区民の税金で負担している。それをさらに使用料として利用者個人から取るのは税金の二重取りになる。 | |
| 10 | 建設費はすでに税金で負担しているので、さらに利用料から取るのは、二重取りである。 | |
| 11 | 建設工事費を使用料に反映させるということは、結果的に利用者から税金を二重に徴収するようなものであり、何のために税金を徴収しているのか意義が問われる。税金で賄う部分が大きいため、区民が利用しやすい施設になっているはずである。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----------|---|---|
| 12 | <p>「施設の性質に応じた負担割合の導入」について、以前、登録団体が 5 割負担だった理由を知らないが、集団活動を応援することで民主化を推進する目的ではないかと推測していた。以前 5 割負担だった理由と、それは止める理由が述べられていないため、この項目についても評価不能である。</p> | <p>登録団体については、平成 4 年度の施設使用料の見直しに当たって、それまで個別の施設ごとに団体登録制度を設けていたものを、区民の利便性と地域振興の一層の充実を図るため、統一的な制度に改め、使用料の 2 分の 1 減額制度を設けました。</p> <p>しかし、平成 26 年度の施設使用料の見直しの際に、この減額制度の適用が利用全体の 7 割程度を占め一般化したことから、適正な受益者負担の観点から廃止しました。2 分の 1 減額という経済的な支援は廃止をしましたが、予約申込の優遇措置を設け、登録団体の活動を支援しています。</p> |
| 13 | <p>施設使用料の引き下げは歓迎するが、以前のような登録団体半額の措置を復活してほしい。</p> | |
| 14 | <p>集会施設は多少値下げするようだが、登録団体の割引制度が廃止になっているので、復活させて欲しい。</p> | |
| 15 | <p>案によると、庭球場は民間でも提供できるという理由で負担割合が 100%と考えられているが、民間のテニスコートは会員制等、誰でも使えるわけではないため、この負担割合 100%には納得いかない。</p> | <p>民間テニスコートの使用方法は、会員登録者のみができるもの、スクールの空き時間に非会員でも使用できるものなど様々ですが、登録の必要の有無に関わらず、使用料(加えて必要に応じて会員費)を支払えば誰でも利用できる形態が一般的です。このことから、使用料算定に当たり、負担割合は 100%としました。なお、改定後の使用料については、利用者の負担に配慮し、現行の 1.5 倍の額を上限としています。</p> |
| 16 | <p>必需性と公共性が高い施設以外は全て 100%で良いと思う。区立施設の利用料については原則受益者負担が妥当であり、利用しない人が間接的に費用を負担する理由が思い当たらないし、施設利用者に多い高齢者や子育て世代などは、財政面や公共サービスにおいて既に様々な優遇を受けている。</p> | <p>施設の性質によっては、民間による提供が難しく、行政が提供し、利用の機会を設ける必要があります。全ての施設を受益者負担とする考え方もありますが、施設の性質を踏まえ、受益者負担割合を設定しています。</p> |
| 17 | <p>負担割合 50%、100%というのはあまりに大きすぎる。利用者負担を要する施設に関しては、負担割合をもう少し細かく設定する必要があるのではないか。</p> | <p>受益者負担割合については、施設ごとに性質の強弱をつけることは困難であるため、「必需性と選択性」、「公共性と市場性」という指標で 4 つに分類し、0%、50%、100%と設定したものです。</p> |
| 金額 | | |
| 18 | <p>プールやトレーニングルームは、区民と区民以外で金額設定を分け、区外の利用者の価格は少し高めに設定した方が良いと思う。</p> | <p>区外利用者の使用料を区民より高めに設定することのご意見については、今回の見直し後の施設の利用状況や他自治体の状況など、調査・研究が必要となりますので、今後検討いたします。</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|---|---|
| 19 | <p>体育館の施設について、個人利用の値上げは（個人の負担が大きいため）絶対にやめてほしい。</p> <p>一方、団体利用となる体育館の貸切利用（会議室等含む）は、個人としての負担は軽いため、値下げの必要はないと思う。</p> | <p>今回の見直しは、施設利用者と未利用者との負担の公平性の確保や、受益者負担の適正化の観点から、「算定対象経費の見直し」、「施設の性質に応じた負担割合の導入」、「目的外使用施設使用料の見直し」といった考え方のもと、行うものです。</p> <p>各施設の使用料の引上げ、引下げはこの見直しの考え方に基づき算定したもので、金額は適正であると考えています。</p> |
| 20 | <p>利用者負担額を上げてほしい。使わない人の税金をつかうよりも、利用者が負担するほうが理にかなっていると思う。ただし、やたらと値上げすればいいというようには思っていない。</p> | |
| 21 | <p>施設使用料値上げ、絶対反対である。</p> | |
| 22 | <p>他の自治体と比べて使用料が高い。世田谷区や武蔵野市は杉並区よりも安く、武蔵野市では、武蔵野市民であれば無料としている施設もある。近隣区市に比べても、施設使用料は高額であることを再認識してほしい。</p> | |
| 23 | <p>施設使用料の見直しについては、区民が使いやすいようにもっと値下げすべきである。中野区・武蔵野市・三鷹市等の中央沿線の方達と学習会等をする時、杉並区の施設の使用料は高すぎるため、杉並区の施設は使わない。</p> | |
| 24 | <p>区民や、区民向けの使用の場合と、そうでない興行的な利用については多少差を付けてもいいのではないかと思う。</p> | <p>今回の見直しで、勤労福祉会館及び社会教育センターのホールの使用料については、他のホールに比べ、設備の仕様が異なることや興行的な利用が多いことから、他のホールの 1.5 倍の設定をしています。</p> <p>また、杉並会館の宴会室については、同規模の集会室の 3 倍に設定するなど、一部の施設については、興行的利用についても考慮した使用料の設定をしています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|---|--|
| 25 | <p>見直し(案)では「利用者と未利用者との負担の公平性」としているが、子どものいる人、いない人、若い人、老人、健康な人、病気がちの人いろいろだが、それをどう公平にするのか。施設を利用しやすい料金にしてみんなが仲間とおしゃべりしたり運動したり交流することで元気でいられたら医療費もかからなく、トータルで区の支出(費用)は少なく済むのではないか。</p> | <p>区としても、公共施設は誰もが利用しやすいものであるべきと考えています。</p> <p>しかし、施設に係る経費は税という形で区民全体の負担となることから、施設利用者のみならず、未利用者も含め、広く区民に理解が得られるよう、負担の公平性の確保と適正な受益者負担を求めることが施設使用料を設定するうえで不可欠です。今回の見直しは、この考え方に基づき実施するもので、金額は適正であると考えています。</p> |
| 26 | <p>公共施設は、区民の文化的、健康的、自助努力への目標のために作られたはずである。高齢化が進むなかで、「受益者負担の適正化」という名でその削減をはかるのは、逆行している。平等という名での悪行、悪政である。区民の自主的グループは、使用料の急激な値上げで、運営に苦しんでいる。使用料を下げても間口を広げることで、医療費削減にもなる。</p> | |
| 27 | <p>あまりにも高かった区民センターの利用料金が安くなるのは当然だが、それでも決して安いわけではないと思う。</p> <p>特にプールや体育館や運動場は高齢者や子どもたちにとって大切な場所であり、高齢者の健康維持は医療費の削減にとって大切な活動拠点である。集会施設や運動施設での活動はこれからの高齢社会にとって、元気に長生きを支える大切な場所である。利用する人、しない人の公平性という文言もあるが、高齢者だって若い納税者だった時代は税金を払うだけで、でもそれが社会というものである。</p> <p>だから、公平性などという言葉を使い訳にして値上げすることには反対である。</p> | |
| 28 | <p>「施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性の確保」とは、何を言っているのか。行政は区民に等しく施設などを活用してもらうことを目的にしなければならないはずである。集会室を利用して仲間と集うことによる精神的な向上や体育施設を利用して体力向上、知識を得て人生を豊かにする等、すべて一人ではできない必要なことである。今は利用していなくても将来利用するかもしれない、利用したい気持ちがあってもできない場合もある。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」憲法 25 条に反している。これは憲法の条文としてだけでなく、本当に人間の生活に寄与するものである。</p> | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|---|--------------|
| 29 | <p>体育施設は非常な値上げであり、これでは年金世代は利用が厳しくなる。病気になる前に健康な暮らしを続ける、このことが区の医療費を減らす良い方法だとわかっているはずである。文化系の部屋使用もしかりである。室料が安く、利用者が楽しんで使えるならこのようなことも夢ではなくなる。みんなで使いやすい経済的負担にならない杉並区の貸室を目指してほしい。</p> | (前ページの回答による) |
| 30 | <p>施設使用料の値上げにつながる見直しについては反対する。</p> <p>そもそも自治体が提供する公共サービスは、本来、住民から徴収した税金により賄うべきである。どうして、施設利用料を取らなければ行政がなりたっていけないのか、住民が納得できる平易な言葉での説明、その根拠を具体的に示すべきである。</p> <p>しかし、80億円も使った巨大ビル・高円寺小中一貫校を住民合意もなくつくったり、住民の存続要望がある施設を壊し住民要望がない施設をつくったりするように、区長とその「関係」者による税金の無駄使いを改めもせずに、行政サービスの財源がさも緊迫しているかのように装い、住民サービスを受ける住民がその対価を重複して支払うのがあたりまえであるかのような方針を示している。</p> <p>杉並区では区の予算・決算の関係文書は、そのすべてが住民に公開されていない。その一方で、公共性、適正化、公平性などの言葉を盛んに使って、住民からさらにサービス財源を負担させようとしている。「必需性と選択性」「公共性と市場性」などの言葉を使って住民に「負担割合を導入」などとあいまいな基準で施設利用料金を押し付けようとしている。</p> <p>こんなことがまかり通れば、住民サービスは行政側が一方的に金額を決めることができってしまうということがまかり通ってしまうことになる。このような、権力による一方的な行政方針のゴリ押しはやめるべきである。財政も健全化されない。</p> | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|---|---------------------|
| | <p>住民からの税金の 2 重取り、3 重取りはやめるべきである。税金が足りないというなら、区長とその「関係」者による税金の無駄使いを改めるべきである。</p> | <p>(前ページの回答による)</p> |
| 31 | <p>スポーツ施設の使用料が非常に高くなっている。区民の健康面を考えると、区の方針は間違っている。憲法 25 条に照らし、「健康で文化的」な生活を営めるよう、区の施設をもっと使いやすくする施策を示すのが杉並区の役割である。</p> | |
| 32 | <p>区は、「受益者負担」「使わない人に不公平」というが、この考えは根本から間違っている。公共施設は区民全体の文化度、健康度、暮らしやすさを推進するためのもので、利用しなくなったときに気軽に利用できるようにすべきものである。</p> | |
| 33 | <p>区民施設の使用料の値上げには反対である。区民の健康と文化活動が増進されるような方向にお金を使ってほしい。</p> | |
| 34 | <p>「利用者と未利用者の公平性」とあるが、施設を利用する・しないは区民の自由である。区民全体の文化活動や健康等の暮らしやすさを推進するため、公共施設の使用料はできる限り無料に近づけ、施設を使いやすくすることが本当の公平である。受益者負担は真の公平ではない。</p> | |
| 35 | <p>「施設を利用する方としない方との負担の公平性」という表現があるが、今まで施設を利用しなかった人が、今後利用するようになる可能性もある。このような表現を区がすること自体、利用者を制限するような行為である。</p> | |
| 36 | <p>先日「スポーツはじめキャンペーン」という案内がスポーツ振興課から来たが、クーポンを配ってまでスポーツを推進したいのならば、まず、使用料を下げるべきである。スポーツ施設を「市場性が高く、選択性が高い」とするのであれば、上記の推進の趣旨と全く逆になるのではないか。</p> | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|---|---|
| 37 | <p>体育施設の値上げ、特にプール料金が200円→500円は絶対に認められない。子育て中のパパ、ママはどこで子育てをすれば良いのか。</p> | <p>施設使用料の見直しは、施設利用者と未利用者との負担の公平性の確保や、受益者負担の適正化のため、実施するものです。</p> <p>なお、区内プールのうち、夏季のみ開場している屋外プールについては、大人2時間の使用料は400円から500円に変更となりますが、温水プールについては大人1時間の使用料は250円に変更ありません。</p> |
| 38 | <p>以前は団体登録した上で申し込むと5割負担であったが、それが数年前に廃止されたため、その前後で比較すると使用料が2倍になっている。登録団の減額制度があった時と今回の見直しとを比較すると大幅な値上がりとなっているのに、現行と今回の見直しとを比較し、少しだけ上がる、あるいは下がる場合もあるように見せているのはトリッキーでずるいと思う。</p> <p>以前から使用者がいた一連の話なので、以前の大幅値上げで使用者はどう変化したのかのデータとその評価をまず示すべきではないか。</p> | <p>施設を取り巻く状況は変化するため、受益者負担の適正化の観点から、施設使用料は定期的に見直しを行う必要があります。</p> <p>なお、集会施設の利用率は、この間5割から6割程度で推移していますが、施設や部屋の種類、時間帯によって差があります。</p> <p>体育施設の利用率は、体育館や運動場などの室場の種類や時間帯によって差はありますが、90%前後で推移しています。</p> |
| 39 | <p>茶道の稽古や茶道を通じて友人達と茶室、水屋を利用している。</p> <p>利用人数が少ない場合は一人の負担分が少額になる小さい部屋を使いたいですが、小さい部屋は数が少ない。料理室は人数で料金の差があるので、和室も利用人数の考慮をしてほしい。</p> | <p>茶室は集会室同様、利用人数ではなく、部屋の広さに応じて使用料を算定しています。なお、料理室についても考え方を合わせ、利用人数による金額差は廃止しました。</p> |
| 40 | <p>スポーツ施設は依然として他の区より高く、オリンピックやパラリンピックが東京で開催されるのだから、住民のスポーツの機会を保障するのが自治体の責任だと思う。</p> | <p>使用料の算定基準や施設の規模等が区により異なるため、他区との比較は難しい面もあり、杉並区の体育施設が他区より高いとは一概に言えないと考えています。今後とも、スポーツの機会の創出については、体育施設の貸切使用や一般使用、各種教室、イベントのほか、区内各団体や民間施設との連携などにより充実を図っていきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-------------|---|---|
| 41 | <p>一部の体育施設に関し、「特定の区民の生活を快適にするもので、民間でも提供できるもの」という説明があるが、この表現は、区民に対して「このような施設を利用したければ、民間のジムにでも行け」と区が言っているようなものであり、看過できない。低価格で施設を利用できるという点は、民間ではできない区立施設の利点ではないか。</p> | <p>この表現は「選択性が高く、市場性が高い施設」を説明したものであり、受益者の負担割合は100%となっています。しかし、この100%という割合は、あくまで算定した使用料の全額を負担していただくものであり、民間と同額とするということではありません。負担割合100%に分類された施設の使用料も、一部公費を充てていること等により、民間施設より低額となっています。</p> |
| 42 | <p>杉並区が「財政が困窮しているから」という理由で他自治体のように施設使用料を安価にできないのであれば、年々増加している区の貯金は何に使うのか。</p> | <p>今回の施設使用料の見直しは、区の財政が困窮しているからではなく、施設利用者と未利用者との負担の公平性の確保や、受益者負担の適正化のために行うものです。</p> <p>区の貯金(基金)は、大規模災害や経済状況の著しい変動等による減収や、区立施設の改築・改修需要に備えるためのものです。</p> |
| <p>利用方法</p> | | |
| 43 | <p>施設利用料の値上げは、やむを得ない面もあるが、集会施設には空室があまりにも多いと感じている。各室の活用を促す努力はなされているのか。</p> <p>利用には、団体・個人いずれでも事前の登録が必要であり、気軽に利用ができない点が、空き室が多い理由の一つとなっているため、登録をしていなくても、空室確認さえできれば当日の利用が可能となれば便利だと思う。</p> | <p>今回の見直しにおいて、集会室等の使用料は現行と比べて引下げとなります。</p> <p>集会施設では、施設の利用促進を図るため、各地域のセンター協議会による講座やセンターまつり、広報活動等の実施をはじめ、施設ニーズの変化に対応した備品や諸室の見直しのほか、指定管理者制度の導入による民間のノウハウを生かした施設運営などに取り組んでいるところです。</p> <p>また、利用者の利便性を向上させるため、「さざんかねっと」によりインターネットを通じて施設を予約できるようにしています。利用者登録の手続きにつきましては、「さざんかねっと」を公正かつ円滑に運用するために必要となるものです。</p> |
| 44 | <p>団体登録には構成員の杉並区民の割合を要件としているが、団体・個人ともに、区民以外の利用者を少し割高にして利用可能にするなど、もっと門戸を開くことはできないのか。利用のハードルを下げ、自由度を高めれば、利用したいと思う人は増えるはずである。</p> | <p>集会施設、体育施設ともに、施設の有効活用を図るため、団体・個人ともに区民以外の方も利用できるようにしています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|--|---|
| 45 | <p>体育館(武道場)はもともと利用料が高いと感じているが、値段が高いというよりも、原則として貸切利用しかできないことに原因があると思う。</p> <p>一般開放、特に種目を限定しない一般開放の時間帯を多く用意してほしい。</p> | <p>一般使用(一般開放)は、個人で気軽にスポーツに親しんでいただけるように曜日や種目を決めて実施しているものです。参加しやすさや利用者の皆様の安全確保の点から、体育館等で実施する一般使用では、種目を1～3種目に限定していますが、武道場については一部、種目を限定しない一般使用も行っています。貸切使用、一般使用ともに、スポーツ振興に欠かせないものであることから、一般使用については、利用者の皆様のニーズや施設の使用状況の推移等を参考に調整しています。</p> |
| 46 | <p>施設利用希望者は多く高い倍率の抽選になる会場もある。学校の空スペースも使用できるようにならないか。そうすれば、使用料の値上げ幅を押さえられると思う。使用者は団体登録者なので身元は明らかであり、防犯にもなると思う。</p> | <p>区立小中学校の施設(体育館、教室・会議室、校庭、庭球場(中学校のみ))は、教育活動に支障のない範囲で開放し、区民等の利用に供しています。学校施設を団体に継続的に使用する場合に、あらかじめ使用者や使用する学校等を教育委員会へ登録する制度があります。</p> <p>なお、今回の見直しによる施設使用料の引上げは、施設の利用環境や利用状況と直接関係はありません。</p> |
| 47 | <p>杉並区は使用料ほか改悪の方向に進めていると思う。時間を細切れにして使いにくくした、さらにそのために使用料が上がってしまった。区民が等しく利用できる施設を減らした。さらに聞くところによれば、近隣の区、市との使用料は杉並区が抜群に高いようである。細切れにした時間を元に戻してほしい。</p> | <p>使用時間区分については、前回の見直しの際に、利用機会の拡大及び施設の有効活用等の考えのもと、現行の午前・午後①・午後②・夜間の4区分としました。今回の見直しでもこの考え方に変更はありません。</p> |
| 他 | | |
| 48 | <p>意見提出でメールを認めない理由を明らかにしてほしい。郵便、ファックスだけに限定するのではなく、メールの方が多くの意見が提出されるはずである。</p> | <p>メールでの意見提出も可能です。提出方法は、はがき・封書・ファクス・Eメール・区公式ホームページ、閲覧場所での提出があります。</p> |
| 49 | <p>区立施設再編整備計画において区立施設の統廃合が進められており、使用料値上げとセットとなれば区民の文化スポーツの権利が奪われることになる。パブコメをはじめ、住民や利用者の意見を反映した使用料の改定を求める。</p> | <p>今回の施設使用料の見直しは、パブリックコメントのほか、無作為抽出の区民 2,000 人へのアンケートや施設利用者へのアンケート、区民の生の声を聞く区民懇談会を2回実施するなど、広く区民の意見をお聞きした上で実施するものです。</p> <p>なお、区立施設再編整備は、施設の安全性の確保や持続可能な行財政運営の推進、新たな行政需要に対応するために実施するものです。</p> |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| 50 | パブリックコメントをただのアリバイ作りに使うのではなく十分に生かし、議会でも議論し、タウンミーティングも開いて、アンケートもとって、利用者の意見も聞いて、再検討してほしい。 | (前ページの回答による) |
| 51 | 特に阿佐谷ゆうゆう館の廃止には反対である。 | |
| 52 | 無人施設(例:高円寺中央会議室)の汚れが不快である。使用前に使用者自身が掃除をしている。このような状態で値上は納得いかない。値上げ後の使用は諦めるつもりである。 | 区民事務所会議室などの無人施設においても、施設を快適にご利用いただけるよう引き続き適切な管理に努めていきます。 なお、目的外使用施設使用料は、集会施設と目的外使用施設で施設利用の便益性に大きな差異がないことから、受益者負担の適正化の観点から見直すものです。 |
| 53 | 柏の宮の茶室について 畳の数の料金なので他区の茶室の料金より高額である。 また、定期的に畳・障子・襖等の張り替えや、水屋の流し場での水跳ねの対策してほしい。伝統文化が消えていくなか、茶室を維持して未来の子ども達に継承してほしい。 | 茶室の使用料については、面積規模により決定をしています。 畳・障子・襖等は、汚損状況により適時、取替、修繕等を行い、水跳ね等の対策についても、修繕等の機会に改善していきます。 未来の子どもたちに伝統文化を継承していくためにも、茶室の良好な維持管理に努めていきます。 |
| 54 | 荻窪区民センターの茶室(第三和室)は茶室とうたっているが、畳の大きさが京間畳ではないため、本来の点前ができない。これは例えれば卓球台に公式のサイズがあるが、それと違うようなものである。施設使用料の見直しとは離れるが、今後修理等で手を入れる場合には必ず専門家を入れて茶室、水屋として使えるようにしてほしい。 | 地域区民センターの和室(茶室)は、基本的に和室として整備している部屋になりますが、茶道等の練習にもご利用いただける部屋として、茶室の表記を併記しています。 |
| 55 | 杉並区は何でも値上げをしているが、区民サービスが悪くなっている。 | 今回の見直しにおいて、使用料が引上げとなる施設もありますが、集会施設の使用料の多くは現行と比べて引下げとなります。 今後も、施設を快適にご利用いただけるよう、サービスの向上に努めていきます。 |

施設使用料の見直し（案）の修正一覧

| 修正箇所 | | | 修正前 | 修正後 (修正は下線部) | 修正理由 |
|------|----------------|------------------------------------|---|---|-----------------------------|
| No. | 頁 | 項目等 | | | |
| 1 | 4 | Ⅲ施設使用料 | | 使用料改定の考え方を追記 (裏面参照) | より丁寧な説明を追記 |
| 2 | 4 | (2)使用料の原価 ア 集会施設の使用料原価 | 区民集会所 (11 所) | 区民集会所 (11 所、 <u>下高井戸を除く</u>) | より適切な記述に修正 |
| 3 | 5 | (2)使用料の原価 イ 体育施設の使用料原価 | 上井草スポーツセンター、体育館 (5 所)、運動場 (12 所)、プール (屋内 2 所、屋外 2 所) のフルコスト | <u>各施設 (算定の基礎にした施設は下表のとおり)</u> のフルコスト | より適切な記述に修正 |
| 4 | 6 | ア 集会施設 | ホールにおける午後の使用料を基準とした午前の割引と夜間の割増し、 _____ 部屋の形状等が利用の妨げとなる可能性がある部屋など、 | ホールにおける午後の使用料を基準とした午前の割引と夜間の割増し、 <u>宴会室や音楽室等の、特殊な仕様の部屋</u> 、部屋の形状等が利用の妨げとなる可能性がある部屋など | より適切な記述に修正 |
| 5 | 資料(1) | 久我山会館 | 控室 (集会使用) | 控室 | 利用方法により使用料が変わらないため、適切な記述に修正 |
| 6 | 資料(1) | 浜田山会館 ホール (土日祝) 夜間 | 改定使用料計算額 16,358 円 負担割合適用改定使用料計算額 8,179 円 改定使用料 8,100 円 | 改定使用料計算額 <u>32,716 円</u> 負担割合適用改定使用料計算額 <u>16,358 円</u> 改定使用料 <u>16,000 円</u> | 誤記による修正 |
| 7 | 資料(7) | 永福和泉地区 民センター 第 4 和室 延長使用料 | 負担割合適用改定使用料計算額 358 円 改定使用料 300 円 | 負担割合適用改定使用料計算額 <u>179 円</u> 改定使用料 <u>100 円</u> | 誤記による修正 |
| 8 | 資料(13) | 産業商工会館 | 展示場 (集会使用) | 展示場 | 利用方法により使用料が変わらないため、適切な記述に修正 |
| 9 | 資料(13) | 産業商工会館 現行使用料 | 展示場 午前 4,400 円 和室 午前 2,000 円 第 1 集会室 午前 1,900 円 第 2 集会室 午前 1,600 円 | 展示場 午前 <u>3,700 円</u> 和室 午前 <u>1,600 円</u> 第 1 集会室 午前 <u>1,500 円</u> 第 2 集会室 午前 <u>1,200 円</u> | 誤記による修正 |
| 10 | 資料(14) | 杉並会館 現行使用料 | 第 1 集会室 午前 1,800 円 第 2 集会室 午前 1,500 円 第 3 集会室 午前 2,200 円 | 第 1 集会室 午前 <u>1,200 円</u> 第 2 集会室 午前 <u>1,000 円</u> 第 3 集会室 午前 <u>1,500 円</u> | 誤記による修正 |
| 11 | 資料(15) (16) | 施設名 | 芸術会館 | <u>杉並</u> 芸術会館 | 正式名称に修正 |
| 12 | 資料(16) | 施設名 | 太田黒公園茶室 | <u>大田</u> 黒公園茶室 | 誤記による修正 |
| 13 | 資料(18) | 施設名 | 和田堀調節池底球場 | 和田堀調節池 <u>庭</u> 球場 | 誤記による修正 |
| 14 | 資料(27) | 施設名 | 桜上水会議室 | 桜上水 <u>北</u> 会議室 | 誤記による修正 |

○施設使用料の見直し P4 追記内容

＜使用料改定の考え方（令和元年度）＞

- 1 適正な受益者負担を求めるといふ考え方に立ち、原則として施設に係るフルコストから「原価」を算出し、使用料を算定するものとする。但し、その「原価」についての考え方は次のとおりとした。
 - ① 同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を
 - ② 使用可能な総時間で除し、
 - ③ 1時間当りの一平方メートル使用料単価から算出し、
 - ④ 満度に使用された時、初めて施設に係るフルコストを賄うことができる。
- 2 使用料の算定には、前記1で算出した原価に、施設の性質に応じて設定した受益者負担割合を乗じるものとする。
- 3 同種の施設（規模、機能などがほぼ等しい施設）を使用する場合は、使用料が同額となるよう、相互の均衡を図るものとする。
- 4 目的外使用など、前記1の方式により難い施設については、同種類施設の利用効果に着目し、その使用料に準じて算定するものとする。